

Title	慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「東大寺文書」
Sub Title	
Author	小嶋, 教寛(Kojima, Norihiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.1/2/3 (2015. 7) ,p.529(529)- 540(540)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第2分冊) 史料紹介：文学部古文書室所蔵の中世文書
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150700-0529">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150700-0529</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「東大寺文書」

小 嶋 教 寛

はじめに

本稿は、慶應義塾大学文学部古文書室所蔵で「第七拾六函」と題箋が附された卷子（整理番号 ZP00019）に貼り継がれた、全十一通からなる東大寺文書とおぼしき史料群を紹介するため、文書を翻刻した上で、若干の解説を付すものである。文書の伝来等については中島圭一・古川元也の論考で既に詳細な検討がなされているが（中島圭一「古文書室所蔵の園城寺文書と東大寺文書」『史学』八一一・二二、二〇一二、古川元也「流転する中世文書への視角」『史学』八一―一・二二、二〇一二）、行論の必要上、概要を簡単にまとめておく。

過去の史料調査の中で、この卷子所収の文書が存在が東大寺外で確認できるのは、今のところ東京大学史料編

纂所のレクチグラフ「東大寺文書」（架蔵番号 6800・138）に後掲1号文書を収めるのが最も古い。これは、

保坂潤治が持参した文書を昭和十一年（一九三六）五月に撮影したものであり、1号文書は少なくともそれ以前に東大寺より流出している。その後、1号文書は、同じく史料編纂所の影写本「酒井宇吉氏所蔵文書」（架蔵番号 307・3663）にみえる。影写時期は昭和二十五年（一九五〇）であり、これ以前に1号文書は保坂から神田一誠堂の店主である酒井宇吉に譲られたものと解される。他方、古文書室蔵の卷子には昭和三十三年（一九五八）五月二十四日付の書状が付属しており、野村兼太郎の注文に依じて「（永久五年外）古文書 十一通 一卷」を竹僊堂が送付したことが知られる。「永久五年」は1号文書の年号であり、文書の点数も合うことから、これが

本稿で検討する「第七拾六函」卷子とみて間違いないだろう。随つて保坂から一誠堂へと伝来した1号文書は、昭和三十三年以前に他の文書とともに成巻された状態で京都の古書店竹僊堂の所有となり、竹僊堂から慶應義塾大学経済学部教授野村兼太郎の手を経て古文書室の所蔵に帰したということになる。

さて右記を踏まえた上で、貼り継がれている史料に目を向けてみよう。詳しくは後述するが、年代・内容共に多岐に亘り、また年代・内容すら判別不能なものもある。また卷子の性格からしても史料群として一体性をもつものではないように思える。

そこで本稿では、卷子に貼り継がれた一点一点の文書を個々に紹介した上で、関連文書を提示しながら個別に解説を加えることにする。

なお翻刻の解説中で用いる【東図番号】は東大寺図書館の所蔵番号を指し、『東大寺文書目録』に附されている文書番号と同一である。

### 【凡例】

・文書中に付された合点は「\」で示す。

### 1 官宣旨 (縦 29.4 × 横 48.3cm)

〔清澄庄宣旨水論〕

左辨官下元興寺

應停止末寺豊良寺妨、平均令充行東大寺訴申

寺領清澄庄字富河上津堰・下津堰水事

右得東大寺今月二日奏状稱、彼庄解状云、

件兩井者、已為寺領、所載繪畵也、仍毎年

春時、以官物内充其用途、所塞上也、而今年彼寺

末寺字豊良寺庄民、始所押妨也、仍觸示

彼寺之處、返答云、件水從豊良寺庄中依流

下、可有分水也者、所申無謂、若然者、先觸本

寺、可隨進止、而猥遣惡僧、何致濫吹哉、加之

興福寺夏衆、同始所押妨也、無他所之異論、

已歷三百餘歲者、早被下宣旨、同欲被停止、者

權大納言源朝臣雅俊宣、奉 勅宜停止

彼妨、平均令充行者、寺宜承知、依宣行之、

永久五年七月七日 大史小槻宿祿(花押)

少辨藤原朝臣(花押)

本文書は永久五年(一一一七)七月、朝廷が元興寺に對して、末寺豊良寺が東大寺寺領清澄荘で行っている押妨

行為を停止するように命じたもの。文中の「東大寺今月二日奏状」は「東大寺解案」【東図番号】1/11/15)を指す。押妨とは、同荘の富河流域に東大寺が所有していた「上津堰・下津堰」の両水堰について、豊良寺莊域を用水が流れていると主張し、分水を要求し、興福寺夏衆と共に濫吹に及んだこと。この押妨行為を東大寺が朝廷に訴えたのが「東大寺解案」であり、これをうけて官官旨が出された。

本文書は『平安遺文』一八七五号に採録されており、また繰返しとなるが、史料編纂所のレクチグラフ「東大寺文書」(架蔵番号6800-138)と影写本「酒井宇吉氏所蔵文書」(架蔵番号3071.36-63)に収められている。

2 佐保田殿田畠注進状 (縦29.6×横38.4cm)

(編纂書)  
「田賣注文」

注進 佐保田殿御分田畠賣人支配事

合

坂合<sup>(部)</sup>郷六段小内

自地一反小<sup>直采一石  
山采八斗</sup>

次一反<sup>一石三斗  
久赤賣</sup>

次一反<sup>八斗  
同入</sup>

次一反<sup>六斗五升  
同入</sup>

次一反<sup>七斗  
同能</sup>

并四石四斗五升 御居斗定四石六斗二升六合内

二石三斗八升七合是守預置

同郷預所田二段<sup>未主付之、  
円能給一反、正慶房給一反也、</sup>

二見郷

二段<sup>一石四斗准代綿廿四屯内未進二屯  
平五沙汰</sup>

栗坪二反小<sup>未買主付之、</sup>

畠四段内<sup>一反五反畠  
未買主付之</sup> 二反正慶房給 川成一反

右注進如件

承安元年十月十七日 □□(花押)

本文書は承安元年(一一七二)一〇月、坂合部郷と二見郷内の「佐保田殿御分田畠」の買主・給主等について、おそらく郷の属する荘の荘官が、東大寺に注進した史料である。坂合部郷と二見郷は大和国宇智郡の東大寺領豊井荘内の郷であり、仁安三年(一一六八)七月廿四日付「豊井莊新亭注進状」(『平安遺文』三四六九号)に「豊井御庄内二見・坂合部春料亭」とある。

本文中の人名をみていくと、円能と正慶房は豊井荘預所であろう。預所給田は「二見坂合部郷預所給田畠注文」(『平安遺文』三四九六号)によれば、仁安四年(一一六九)には既に両郷内に各一町存在しているが、今回新たに坂合部郷内に一反ずつ設定されたことがわかる。

また是守は豊井荘の住人で、嘉應元年(一一六九)八月二十二日付「二見郷指上日記案」(『平安遺文』三五一〇号)には「出納是守」とみえ、下級荘官として活動している。

このほか承安前後の同荘の両郷に関する史料はいくつか知られているが、2号文書は未紹介文書であり、荘内構造を理解していく上で貴重な史料である。

3 黒田庄出作常元名年貢切符 (縦283×横111cm)  
名張郡収納所「國分寺當年官布施稲内、行珍立用(花押)」  
可被立用准米柴斗事、頼禪官物、

右、黒田御庄出作常元名、可被立用之状、如件、  
保安三年十二月十七日 僧(花押)

本文書は、保安三年(一一二二)一二月、東大寺領黒田荘出作の常元名の年貢准米を名張郡の収納所が(おそらく伊賀国の)國分寺の布施稲に充当したことを示す切符である。

本文書は史料編纂所の影写本「東大寺文書」(架蔵番号3071.65-1)第四回採訪第四六冊に写されている。影写本には①「常永名官物返抄案」、②「黒田庄出作常元

名年貢切符」、③「黒田庄出作常元名年貢切符」が書き継がれており、3号文書は③にあたる。ただし『東大寺文書目録』で立項があるのは、このうち②「黒田庄出作常元名年貢切符」【東図番号】1/24/695-1)のみである。随って3号文書は、中村直勝により大正年間に影写本が作成された時点では東大寺に所蔵されており、その後寺外に流出したとみられる。

また竹内理三編『伊賀國黒田荘史料一』(吉川弘文館、一九七五)には3号文書の翻刻(『同』一八六)があり、文書の所在を寺外機関の所蔵ではなく東大寺としている。推測となるが、この時影写本ではなく原本を参照したとすれば、この史料集の作成段階では、3号文書は東大寺に所蔵されていたといえよう。

因みに平成五年(一九九三)に撮影された写真帳で現状を確認すると、②は①及び③と切り離された状態で「黒田庄出作重任名年貢切符」【東図番号】1/24/695-2)と接続している。また①は現在「松永憲二氏所蔵文書」に含まれることが分かっている(小原嘉記「黒田荘史料集の編纂を終えて―成果と課題」〈科学研究費基盤研究(B) (課題番号24320124)「復元的手法による東大寺文書研究の高度化―『東大寺文書目録』後の総

括・展望」研究報告会報告、二〇一五年二月)。なお、史料編纂所架蔵写真帳「松永憲二氏所蔵文書」(架蔵番号61716315)には未収)。①や③号文書と同様にバラバラにされて寺外流出したとみられる。

なお、②「黒田庄出作常元年貢切符」【東凶番号】1/24/695-1)は3号文書と同日付の年貢切符、そして「黒田庄出作重任名年貢切符」【東凶番号】1/24/695-2)は保安三年四月に同荘出作の重任名の年貢を国分寺の布施稲用途で転用した年貢切符であり、両者とも3号文書の関連文書である。本文書は『平安遺文』一九五六号に採録されている。

4 法勝寺御八講席次相論覚書 (縦30.1×横49.0cm)  
(端裏書) (論、下同シ)  
「證義者僧正与法印純席相論事、并同薦之東大寺上薦着座例」  
文治四年 法勝寺御講七月三日阿弥陀堂頭已後自去年

上卿權大納言藤原實家 奉行權右中辨藤原定長  
證義者 法務大僧正公顯南無寺長史

法印權大僧都覺憲興福寺權別當

講師 權大僧都覺憲興 慶智圓 弁曉東

權少僧都靜嚴延 行舜圓

權律師 覺仲延 公胤圓 顯忠圓

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「東大寺文書」

大法師 章縁東 信憲興

聴衆 堯禪延 性舜延 惠經東 盛円興 仁快初

円綱興 聖覺延

頼惠初 顯尊初 公圓延

初日法皇臨幸 月卿十八人 雲閣不知其数

法務被申云、為法勝寺別當、忝證義者門跡始例也、

為留眉目於後代、着寺家別當之座、請加判断之言、

若不然者、雖證誠座、聊欲被純席・官職、俱至年

薦、已窮生涯出仕、只今度計也、兩々所望何不叶哉

仍天氣頗如有 勅許云々、爰法印被申云、被着別當座

不能左右事也、雖然、檢壽永元年之例、延曆寺座

主男為當寺別當、被忝此御願證誠之時、全無。別

當之座、即大僧正座烈云々、垂先例如何、次。誠座

中被純席之条、頗有訴訟、法務大僧正忝證義者之

時、法印大僧都為兼證誠令同座事、云取勝講、云此御。講、

舊蹤惟多、而覺憲之時新儀出来被純席者、當世之

門徒定加誠、後代之學侶多殘誇者坎、仍不勤開講、早可被罷

帰本寺候也、但可隨重勅定而已、院宣云、可依諸卿等定、仍

奉行弁尋公卿之處、右大将實房被定申云、證誠之道只可

被任舊例坎、宜在勅定云々、仍無新儀、

以上 依為大要、以東室本寫之了 權僧正光經

五三三 (五三三)

本文書は、文治四年(一一八八)の法勝寺御八講初日の後白河法皇臨幸に際して、證義者となった法勝寺別当兼園城寺長吏公顯と興福寺権別当覚憲とが争つた席次相論とその結末を記した後世の覚書であり、未翻刻史料と思われる。文末に書写奥書があり、権僧正光経が、東室本をもつて書写したとある。この光経はおそらく応永二十一年(一四一四)六月より東大寺別当を勤めた人物であろう。「依為大要」とあるだけで詳細は分からないが、光経はこの相論の先例を必要とする状況にあつて書写したと考えられる。

また端裏書に「同藤之東大寺上藤着座例」とある。これは相論の先例とは別に、御八講聴衆で東大寺僧が同藤にも関わらず、他寺僧より上藤扱いとなった、東大寺に有利な先例であり、この点が着目され詳細が書き込まれているのは興味深い。なおこの史料の親本を保存していた東室は東大寺の院家の一つである。

5 a 東大寺文書出納日記(断簡)

(縦 30.2 × 横 48.9cm 前欠)

- 板蠅袖施入勅書 天平勝寶七年
- 麻高免判一卷 寛治五年

東大寺所進寛和二年出作田檢田帳 数四枚

新庄立卷帳・出作村々注文同寺主自筆

寺家目録安一通(案)

折帛草案二通 寺主草伊賀間事

已上文書等、依記録所牒狀、且為令進上、且為書返牒取出(追筆)「建久八年七月廿一日返納了」

取渡東南院笠置已講許了、

同日南北伊賀御封散用支配文一通 大法師(花押)

上野得業令取出了(花押) 大法師(花押)

鞆田・予野・真木山三箇村明法勘狀一卷 寺主大法師(花押)

建久四年九月廿九日所取出文書

一卷國見杣宣旨等復 康和二年

官勘状案一卷天仁二年三年 出作官物率法事

一通隆職申田数當時勘合注文

待賢門院廳下文保延元年

東南院檢注帳目錄長承二年

一通 寺領神領可決堺宣旨状案文

一通 同實檢状案文

一通 伊賀國黒田庄東往古境字古川田島事

一通 天承二年宣旨案

一通 天治二年檢注帳

已上文書等、為見明記録所沙汰間事、取出した、

大法師 (花押)

5 b 東大寺文書出納日記 (断簡)

(縦 28.7 × 横 51.0cm 後欠)

大法師 (花押)

寺主大法師 (花押)

建久四年十二月十五日取出文書事猪名庄文書

一通久壽院宣廳宣國司請文案数五枚

〔返納了〕

大法師 (花押)

權上座大法師 (花押)

句當 (花押)

建久四年十二月十七日取出文書事猪名庄文書

一通。康和三年宣旨案四枚一枚同庄折替二枚

〔已上返納了〕

二通久安宣并國廳宣案員七枚相得業被請取了

同日修造文書二帖之内、上帖

又下帖 員廿三枚 唐禪院得業令請取了、

〔建久八季七月廿一日返納了〕

尊信 (\*裏花押)

寬慶 (\*裏花押)

建久五年十一月十七日取出文書事

猪名文書

一帖公驗第一、一帖公驗第二

一帖公驗第三、二帖第四

康和四年宣旨案一通

大法師 (花押)

權上座大法師 (花押)

權都維那法師 (花押)

〔返納畢〕

本文書は、建久四年(一一九三)～五年、東大寺惣寺

が管理する文書の出庫と返納を記録した「東大寺文書出

納日記」〔東凶番号〕三一一―一三)の一部である。

本文書は東大寺現蔵の「東大寺文書出納日記」〔前後

欠〕〔東凶番号〕三一一―一三)の後欠部分に接続す

る。切り離される以前の出納日記は、史料編纂所の影写

本「東大寺文書」(架蔵番号 3071.65-1) 第四回採訪第八

十五冊で確認できる。本文書も3号文書同様、中村の大

正年間の調査以降に寺外流出したものであろう。

すでに前掲の中島論文で指摘されている通り、5aと

5bの紙継目にズレがあるため別々に法量をとりに別々に

扱ったが、影写本で確認すると両史料は接続する。

「東大寺文書出納日記」の5 a 前欠部分には、順に「建久四年九月十四日被取出文書等事」と「建久四年九月廿五日取出文書目録」のまとまりがあり、本文書一行目の「板蠅袖施入勅書 天平勝宝七年」から「建久四年九月廿九日所被出文書」の手前までに列記された文書は、後者の建久四年九月廿五日に取り出されたものである。

連署している大法師の一人は花押から尊信(上野得業)とわかる。尊信は東大寺三綱の一人と考えられ(「東大寺五師三綱等解案(土代)」【東図番号】1/3/39)、また寛慶も建久四年の文書に「權上座大法師寛慶」とみえ(「東大寺三綱等陳状」(『鎌倉遺文』六七四号)三綱である。この時期、彼ら三綱が惣寺管理文書の責任者として文書の返納を確認し署判していたことが本文書から確認できる。

なお5 aは『鎌倉遺文』補遺一四六号に採録されているが、5 bについては、管見の限り翻刻はない。また5 bの後欠部分に接続する可能性があるものとして大倉文化財団所蔵「東大寺文書出納日記」(史料編纂所架蔵影写本「東大寺文書」(架蔵番号3071.65.39))がある(森哲也「東大寺文書出納日記の復元的考察」科学研究費基

盤研究(B)(課題番号2430124)「復元的手法による東大寺文書研究の高度化―『東大寺文書目録』後の総括・展望」研究報告会報告、二〇一五年二月)。

6 東大寺年預五師文書等勘渡帳(断簡)

(縦283×横403cm 前後欠)

千燈会□□ 万燈会□□

一、諸寄進状等

尼得阿弥陀仏寄進状 御齋會寄進状一結

梵網會寄進状一結 般若會寄進状一結

延玄得業八講寄進状一結 湯田一結

年預田一結 秋友袈裟寄進状一結

大佛殿壇供油料寄進一結

大佛殿燈爐田民部卿入道寄進状一通正文在印藏

僧正堂唐禅院供料寄進状一結案正文在印藏

一、諸起請并請文等如前勘渡、

一、三箇條 宣旨中雑人舍宅停止事如前勘渡、

一、関東御返事一通西部庄地頭請所訴訟事、如前勘渡、  
但正文納印藏、

一、黒田庄前下司定継起請并子息等起請各一通如前  
勘渡、

一、當時寄進状等如前勘渡、

本文書は「正応三年分文書勘渡帳」（東図番号）3—11—6の一部で、元々数紙で貼り継がれていた勘渡帳の一紙分にあたる。【東図番号】3—11—6は『東大寺文書目録』に「正応三年分文書勘渡帳」（中欠）と立項があり、本文書はこの中欠箇所該当する。切断以前の続紙の状態の勘渡帳は、史料編纂所の影写本「東大寺文書」（架蔵番号3071.65-1）第四回採訪第八十五冊で確認できるため、本文書もまた中村の大正年間の調査以降に寺外に流出している。

東大寺惣寺の責任者である年預五師の任期は基本的には毎年三月から翌年二月までであり、任期交代の直前の二月二十五日頃、次年度の五師に一年間管理していた文書を引き継ぐ。勘渡帳はその折の文書目録である。その年に増加した文書を末尾に追記していく形式で作成される目録のため、現在閲覧が可能な勘渡帳のうち、正応元年分（東図番号）3—11—8、正応二年分（東図番号）3—11—7、正応四年分（東図番号）3—11—5）にもまったく同一の文書目録箇所が存在する（紙継目や筆跡が異なるため、同一内容でも判別可能である）。

なお、本文書は『鎌倉遺文』一七五六〇号に採録されている。

7 紀守時延等進上状（前欠）

（縦26.1×横32.3cm 前欠・下部中央欠損）

御出挙事及力不候、一日八合斗米、二石

取<sup>天</sup>候<sup>たら</sup>ハ、六斗<sup>ハ</sup>一日東殿へ進上了、

今一石候<sup>ハ</sup>、西殿へ進上仕と思給候、□

量<sup>天</sup>候<sup>也</sup>、今<sup>ハ</sup>及力不候、文書返□

上文書不候<sup>とも</sup>、随米候可進上仕候、

麦出来候<sup>ハ</sup>、麦なんとにて<sup>か</sup>。ちへなんととして

参仕令進候め、又尼御前御□

事返々御大事コソ御□何様□

取たれは<sup>（三輪巻）</sup>ミわの市にて買得□

候也、明後日之間、可進上仕候、

本文書は、安元二年（一一七六）四月十四日付「紀守時延等送状」（東図番号）1/24/406の後半部分にあたる。【東図番号】1/24/406は史料編纂所の影写本「東大寺文書」（架蔵番号3071.65-1）第四回採訪第六十四冊で欠損以前の状態を確認できる。前半部分では、南

郷莊からの進上物として「菑一枚」「まこも一枚」「御出  
拳米一斗」等が書き上げられ、文末は「安元二年四月十  
四日 紀守時」となっており、こゝと本文書の一行目  
「御出拳事及力不候、…」が接続する。

影写本で見る限り、【東凶番号】1/24/406は一紙の  
豎紙のようにみえる。また平成五年(一九九三)に撮影  
された写真帳で前半部分を確認すると、奥に紙を裂いた  
ような痕跡がある。本文書は統紙ではなく一紙の古文書  
を内容・見た目の切りの良い所で裁断したものであろう。  
本文書は、荘官紀守時が出拳の返納について荘園領主  
の東大寺に対して申し開きをする書状である。大和国南  
郷莊は東大寺領で、出拳米のほか「神祭料」(『平安遺  
文』三七五五・三七五七号)として貢納する様々な雑公  
事物を調達する荘園であり、安元二年頃の史料は『平安  
遺文』三七五三〜三七六二号に一連の文書群として関連  
文書が翻刻されている。本文書も三七五四号として採録  
されている。

又勸進法印状給候了、  
承彼下向之定用、今一度仏聖  
田事可申候欵、此旨事下向之  
時可申承候、恐々謹言、  
五月十八日 勝定

情報量が少なく、本文書を東大寺文書と確定すること  
はできない。ただし仏聖田に関する記述や勸進法印の存  
在から、東大寺文書と考えてよいように思える。仏聖田  
は東大寺では大仏仏聖白米料・大仏殿日次仏聖料・大仏  
殿長日などの名目で諸荘園に設定され、特に小東荘のも  
のは関連文書が多く著名。一四世紀初頭、東大寺は小東  
荘の年貢抑留により訴訟を起こしており、あるいはこれ  
に関連するか。

9 長□書状 (縦29.6×横24.0cm 前欠)  
御出仕候ハ、餘分候ねと被思□  
少々ハ、被重□常行堂

廊よりにて候ハ、御乗物も又可  
入候ハ、御力者も定然候ハん  
すらんと思候也と可申而已、

8 勝定書状 (縦29.4×横23.9cm 前欠)  
訴訟之無□ヲ令張行候根本

張本ヲハ、尤可有沙汰事候欵、

恐々謹言、

六月廿九日

長□

本文書は東大寺文書かどうかの判断が難しい。「御出仕」「御乗物」「御力者」等の表現がみえ、法会出仕に際して輿での移動に関する決まりごとなどを伝達した書状と思われる。

10 等持寺兵庫北関国料公用銭請取状

(縦 29.6 × 横 44.9cm)

納

等持寺領兵庫北関国料公用銭事

合拾貳貫五百文者、但秋季之分、

右所納之状、如件、

文安貳年十月廿三日 納所周運(花押)

監寺乾瑞(花押)

都管梵球(花押)

兵庫北関  
御奉行所

本文書は東大寺領の兵庫北関に等持寺修造料として課された国料公用銭について、文安二年(一四四五)一〇

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「東大寺文書」

月、秋季分の一二貫五〇〇文を受領した等持寺側の納所等が、東大寺の兵庫北関奉行所に宛てて発給した請取状である。

本文書は新出文書と思われる。関連する史料として、差出・宛所が一致し、月俸銭の名目と額のみが異なる同日付「等持寺兵庫北関国料公用銭請取状」(【東関番号】1/15/204)が確認できる。こちらは「嘉吉三年未進分」で一〇貫文となっており、前々年の未納分の追納にあたる。

この国料公用銭は月宛で課せられ、国料月俸銭ともよばれるが、基本的に東大寺―等持寺間の請取状は四半期ごとに作成されている。文安二年中は四月(春分)・七月(夏分)・十二月(冬分)作成の請取状(すべて一二貫五〇〇文)が既に知られており(【東関番号】1/15/46、1/15/37、1/15/36)、同年一〇月作成で「秋季之分」にあたる本文書を加えることで、この年の国料公用銭の納入がすべて確認されたことになる。

11 東大寺惣寺借錢状

(縦 29.7 × 横 39.6cm 上部欠損)

借請 利銭事

五三九 (五三九)

合貳貫文者

右件利錢者、毎月貫別ニ加肆拾文利分、可返弁

也、即此用途者、伊与得業京上粮物料、自

月十四日至同月廿三日粮物料、但質物者、以

所大<sub>(部)</sub>・茜<sub>(部)</sub>之取前供料之内、可令返弁者也、

仍為後日證文之状如件、

康永貳年<sub>癸未</sub>八月十七日 年預五師頼昭(花押)

律師覺聖(花押)

權律師快春(花押)

擬講幸海(花押)

顕寛(花押)

本文書は、康永二年(一二三三)八月、伊与得業の上洛費用を捻出するために、東大寺の惣寺が作成した利錢借請状である。利率は毎月一貫あたり四〇文で、質物を大部荘・茜部荘の最前供料に設定、債務責任者として惣寺を代表する年預五師頼昭らが連署している。

本史料は新出文書である。関連する史料として、康永二年九月十日付「惣寺利錢借請状」(史料編纂所架蔵影写本「三宅長策氏所蔵文書」(架蔵番号3071.36-36))、同年十月十九日付「東大寺年預頼昭借用状」(史料編纂所架蔵影写本「松田福一郎氏所蔵文書」(架蔵番号

3071.36-17)が挙げられる。この二つの文書では「在京使者伊与得業」とあり、上洛後の伊与得業の滞在費用を借錢の使途としている。

伊与得業は、前年の康永元年八月廿九日付「東大寺惣寺借錢状」(東図番号) 1/15/105)に「伊与得業憲朝」とみえる。東大寺は前年より「条条寺訴」のため、この憲朝や順禪房五師らが上洛と滞在を繰り返しており、その費用捻出のために度々惣寺借錢状が発給されている【東図番号】 1/15/116、1/15/83、1/15/115、1/15/105、1/15/82)。

注目したいのは、これらの康永元年に発給された惣寺借錢状が連券の状態で保管されていたのに対し【東図番号】 1/15/82のみ接続が不確定)、翌康永二年の借錢状が、現在は慶應義塾大学文学部古文书室所蔵文書や前述の三宅長策氏所蔵文書、松田福一郎氏所蔵文書などに分散したかたちで寺外に流出している点である。推測の域を出ないが、康永二年の惣寺借錢状も康永元年分と同様に、元々は手継証文として連券で東大寺に保管されていたとみられる。その後、寺外に流出し一紙ごとに分割されて伝来していく中で、現在の所蔵先で別個に保管されることになったのであろう。